新型コロナウイルス感染症に伴う町内商工業対策

佐用町商工業者応援金制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る国の経済対策については、概要こそ発表されておりますが詳細は未確定であり、その実施にはもう少し時間が必要な状況です。

町内の商工業者におかれては、この厳しい状況を乗り越えていただき、本町商工業を支えていただきたいと心から願っております。

この度、町の緊急補正予算により、町独自の応援金制度を設け、国の経済対策実施までの間、経営に支障をきたしている商工業者の皆様を少しでも応援させていただきたいと考えております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される、商工業を営まれている町内中小企業者を対象に、申請に基づき要件に該当した事業者の方に応援金を交付いたします。

【対　　象】　商工業を営んでいる町内中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少もしくは経営に支障をきたしている、または今後その恐れが予想される事業者

　　　　　　　　・法人の場合：佐用町内に本社を有し法人登記のある法人

　　　　　　　　・個人の事業主：令和２年１月１日現在において佐用町内に住民票があり引き続き住民票

がある事業主

（注意）・中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいいます。

・売り上げの減少とは、令和２年１月から４月までのいずれかの月で、前年の同じ月と比べて売り上げが減少していることをいいます。

・給与等の主たる収入がある場合など、副業としての事業は対象となりません。

・商工業者のうち次の業種は対象外とします。

金融業、宗教、発電業

【申請書類】　申請書兼請求書と次の確認書類を添付のうえ、申請してください。

① 応援金交付申請書（兼請求書）

② 確定申告書等のコピー

・法人の場合　直近の確定申告書（別表一）および損益計算書

・個人の事業主　令和元年分の確定申告書（第一表）および青色申告者は青色申告決算書の１ページ目、白色申告者は収支内訳書の１ページ目

③ 応援金は振込となりますので、申請者と同一名義の口座番号・名義がわかる預金通帳の見開きページのコピー（当座預金またはインターネットバンキングの場合は確認できる書類）

【応援金額】　１事業者　１００，０００円

（複数店舗・複数業種の経営者でも１事業者となります。）

【申請期間】　５月２９日（金）まで

【提出場所】　佐用町役場商工観光課または佐用町商工会へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

【その他】　令和２年１月１日以降に開業した方はご相談ください。

【お問い合わせ先】　佐用町役場商工観光課　　電話0790-82-0670　　佐用町商工会　電話0790-82-2218

※参考

中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人 |
| 卸売業 | 資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人 |
| 小売業 | 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人 |

佐用町新型コロナウイルス感染症緊急対策商工業者応援金交付要綱第２条第２号による業種

|  |
| --- |
| 日本標準産業分類による分類項目名 |
| Ｄ．建設業  Ｅ．製造業  Ｆ．電気・ガス・熱供給・水道事業　（太陽光発電を除く）  Ｇ．情報通信業  Ｈ．運輸業  Ｉ．卸売業、小売業  Ｊ．保険業　（金融業を除く）  Ｋ．不動産業、物品賃貸業  Ｌ．学術研究、専門・技術サービス業  Ｍ．宿泊業、飲食サービス業  Ｎ．生活関連サービス業、娯楽業  Ｏ．教育、学習支援業  Ｐ．医療、福祉  Ｒ．サービス業（他に分類されないもの）　（宗教を除く） |

日本標準産業分類は、統計の結果を表示するための分類であり、個々の産業を認定するものではありません。

　（総務省のホームページより）